

茨城県立図書館資料選定委員会設置要項

(設 置)

第1条 茨城県立図書館（以下「図書館」という。）が収集及び除籍する資料を適正に選定するため、図書館内に茨城県立図書館資料選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業 務)

第2条 委員会は、茨城県立図書館資料収集基本方針及び茨城県立図書館資料選定基準に基づき、図書館資料に関して次の事項について検討する。

- (1) 資料の選定に関すること。
- (2) 資料の選定に必要な情報等の収集に関すること。
- (3) 各年度の収集計画に関すること。
- (4) その他資料の選定に関すること。

(構成)

第3条 委員会の委員は、図書館の館長、副館長、各課長及び選定事務主任担当者並びに第6条に定める予備選定班の班長をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、館長をもって充てるものとする。

- 2 委員長は、委員会を主宰し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、副館長をもって充てるものとする。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在若しくは欠けたときは、その職務を代行する。

(会 議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、原則として毎月2回第2・4火曜日に開催する。

- 2 委員が不在若しくは欠けたときは、半数以内の範囲において当該課の職員の代理出席を認めるものとする。
- 3 前項にかかわらず委員長は、必要があるときは委員会を臨時に招集することができる。

(予備選定班)

第6条 資料選定の精度を高めるため、委員会の中に資料の分野ごとに予備選定班を置く。

- 2 予備選定班は、事務分担表により指定された各選定事務主任担当者（以下「選定主任」という。）の統括のもと別表1により構成する。
- 3 各選定主任は、各選定班の選定案を取りまとめ、直近の委員会に提案する。
- 4 予備選定の手続き等必要な事項は、別記1のとおりとする。

(参考資料)

第7条 予備選定において、店頭選定、見計らい選定以外の方法によって選定する場合に参考とする資料は、別記2のとおりとする。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、適正な選定を行うため必要なときは、関係者から積極的に意見を聴取し選定に反映させるものとする。

(委員会における選定の省略)

第9条 次の各号に掲げる資料は、予備選定班の選定をもって委員会の選定案とみなすものとする。

(1) 本体価格が1点当たり5,000円未満のもの。

(2) その他館長が認めた資料

2 ベストセラー資料及び新刊児童図書については、当分の間別の基準により取り扱うものとする。

(委任)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

付 則

1 この要項は、平成14年4月1日から実施する。

2 茨城県立図書館選定委員会設置要項(昭和49年8月1日実施)、予備選定を除外する図書館資料受入要項(昭和62年3月27日制定)及び分野別選定グループ運営要項(平成11年10月1日実施)は廃止する。

付 則

この要項は、平成20年4月1日から実施する。

別表 1

(予備選定班)

予備選定班	担当分野	協議日	選定事務主任担当者	選定担当職員
自 然	一般図書(和書)のうち 0・4・5・6門	原則として 毎週水曜日	情報資料課職員	情報資料課職員 館内サービス課職員
人 文 A	一般図書(和書)のうち 1・2・3門	原則として 毎週木曜日		情報資料課職員 館内サービス課職員
人 文 B	一般図書(和書)のうち 7・8・9門	原則として 毎週金曜日		情報資料課職員 館内サービス課職員
外 国 語	一般図書(外国語資料)	随時		情報資料課職員 館内サービス課職員
加 除 式	加除式図書	随時	情報資料課職員	情報資料課職員 館内サービス課職員
逐次刊行物	逐次刊行物	随時	館内サービス課職員	情報資料課職員 館内サービス課職員
児 童 書	児童資料	原則として 毎週火曜日	館内サービス課職員	情報資料課職員 館内サービス課職員
郷土資料	郷土資料	原則として 毎週火曜日	情報資料課職員	情報資料課職員 館内サービス課職員
音 響	音響資料	随時	情報資料課職員	情報資料課職員
映 像	個人貸出用映像資料	随時	情報資料課職員	情報資料課職員
団 体	団体視聴用映像資料	随時		情報資料課職員
CD-ROM	CD-ROM	随時	情報資料課職員	情報資料課職員 館内サービス課職員
マイクロフィルム等	マイクロフィルム 外部データベース	随時	館内サービス課職員	情報資料課職員 館内サービス課職員
普 及	普及用資料	随時	普及課職員	普及課職員

別記1

(予備選定手順)

- 1 各選定班は班長を中心に分担する分野の資料について協議し、予備選定案を当該選定主任に提出する。
- 2 提出された予備選定のうち「自然」「人文A」「人文B」の分野の選定案については、情報資料課長、館内サービス課長、当該班長及び一般図書選定主任の間で案の調整を図るものとする。
- 3 各選定主任は、調整後の選定案を第9条の規定に基づき整理し、委員会に提案する。

別記2

(選定参考資料)

- 1 自然・人文A・人文B・外国語・加除式・児童書・郷土資料・普及
 - (1) 日本図書館協会選定図書速報
 - (2) 週間新刊全点案内
 - (3) 日本全国書誌
 - (4) 日本の参考図書四季報
 - (5) 政府刊行物新聞
 - (6) 年間参考図書解説目録
 - (7) 日本読書新聞
 - (8) 図書新聞
 - (9) 週間読書人
 - (10) 出版ニュース
 - (11) 出版年鑑
 - (12) B o o k P a g e本の年鑑
 - (13) 日本書籍総目録
 - (14) こどもの本
 - (15) こどもとしょかん
 - (16) 出版案内パンフレット
 - (17) 新聞の書評
 - (18) 出版社・書店等のホームページ
 - (19) その他出版情報
- 2 逐次刊行物
 - (1) 新聞・雑誌総カタログ
 - (2) 出版案内パンフレット
 - (3) 出版社・書店等のホームページ
 - (4) その他出版情報
- 3 音響
 - (1) 書誌情報CD (AV-NOCS)
 - (2) 新聞・雑誌等の書評記事
 - (3) 出版案内パンフレット
 - (4) 出版社・書店等のホームページ
 - (5) その他出版情報

4 映像

- (1) 日本図書館協会出版の貸出許諾済作品情報
- (2) 月刊誌「視聴覚教育」
- (3) 映画情報図書（シネマクラブ等）
- (4) 出版案内パンフレット
- (5) 出版社・書店等のホームページ
- (6) その他出版情報

5 団体

- (1) 月刊誌「視聴覚教育」
- (2) 文部科学省選定月報

6 特殊形態資料

- (1) 日本図書館協会出版の貸出許諾済作品情報
- (2) 月刊誌「視聴覚教育」
- (3) 出版案内パンフレット
- (4) 出版社・書店等のホームページ
- (5) その他出版情報